

土砂等埋立て等を行う

土地所有者・事業者等の皆さまへ

みよし市土砂等の埋立て等による
土壌の汚染及び災害の発生の
防止に関する条例の概要
（通称：土壌汚染防止条例）

みよし市

○土壌汚染防止条例について（平成 16 年 7 月 1 日から）

みよし市では、土砂等の埋立て等による土壌の汚染や災害の発生を未然に防止し、市民生活の安全確保と生活環境を保全することを目的に「みよし市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」（通称名：土壌汚染防止条例）を制定しています。

この条例により、面積が 1,000 平方メートル以上の土地で、土砂等の埋立て等の事業を行うときは市の許可が必要になります。また、埋立て等に使用する土砂等について、土壌汚染の防止のための安全基準を設け、安全基準に適合しない土砂等は使用できないこととするとともに、盛土やたい積の構造の基準を定め、崩落などの災害発生を防止します。

土地所有者や事業者の皆さんは、条例の趣旨をご理解いただき、土砂等の埋立て等の事業の適正処理に御協力くださるようお願いいたします。

【用語の説明】

■土砂等

- ・土砂及びこれに混入し、又は吸着した物。地表、地盤等を掘削するなどして採取された土、砂や粘土（石や砂利が混入しているものを含む）。人工物は該当しない。

■埋立て等

- ・事業を実施する区域以外から搬入する土砂等による土地の埋立て、盛土その他の土地へのたい積をする行為

■特定事業

- ・土砂等の埋立て等に供する区域の面積が 1,000 平方メートル以上である事業

※特定事業に該当する場合であっても許可を要しない事業

(1) 国、地方公共団体等が行う事業

(2) 採石法、砂利採取法等の許認可を受けた採取場から採取された土砂等を販売目的で一時的にたい積する事業

(3) 災害復旧のために必要な応急措置として行う事業

(4) 通常の管理行為、軽易な行為として行う事業で、次に掲げるもの

① 運動場、駐車場等その施設の本来の機能を保全するために行う事業

② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた廃棄物の処理施設において行う事業

■一時たい積特定事業

- ・特定事業のうち、他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積を行う特定事業

■安全基準

- ・環境基本法第 16 条第 1 項に規定する土壌の汚染に係る環境基準に準じて定める基準

○土地所有者の皆さまへ

適正な埋立て等の事業を確保するためには、事業者による適切な施行管理が不可欠ですが、事業者と土地所有者の連携も必要となります。

このため、この条例では、埋立て等の事業者に土地を提供するとき、また、農地改良や宅地造成などに伴う埋立て等の工事を事業者に依頼するときには、その土地所有者に対して、次の「(1) 土地所有者の責務」が生じます。

また、災害等が発生した場合などには、市は、事業者のほか、土地所有者に対しても、必要に応じて、次の「(2) 土地所有者に対する措置命令」を行うことができます。

土地所有者の皆さまは、次の内容を十分ご理解いただき、適正な埋立て等の事業の確保にご協力ください。

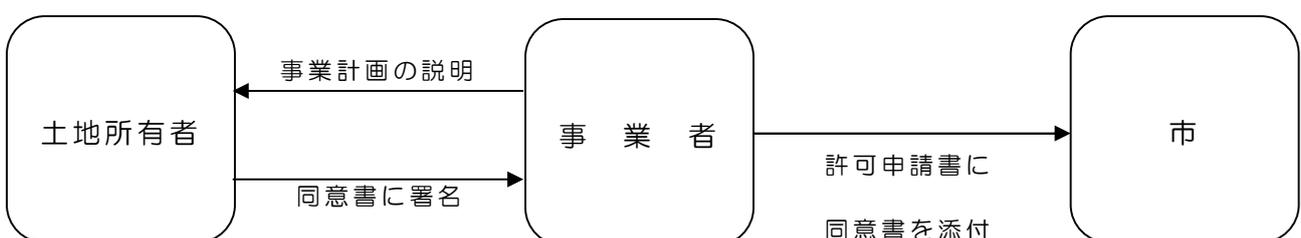
(1) 土地所有者の責務

- ① 埋立て等の事業計画を十分確認した上でなければ、土地の使用について同意してはなりません。
- ② 埋立て等の事業が行われている間は、1月に1回以上、計画と異なる事業が行われていないか、また、土壌汚染や崩落などの災害が発生していないか、又は、その恐れがないかなどを確認しなければなりません。
- ③ 土壌汚染や崩落などの災害が発生し、又はその恐れがあることを知ったときは、事業者に対して事業の中止を求め、必要な措置を行うとともにその旨を市などに通報しなければなりません。

(2) 土地所有者に対する措置命令

汚染された土砂等が搬入されたり、土砂等の崩落などの発生防止のため緊急の必要があるときは、市は事業者のほか土地の所有者に対しても必要に応じて措置命令を行うことができます。

これにより市から措置命令を受けた土地所有者は、汚染された土砂等の撤去や災害の防止措置を講じなければならないこととなります。



○事業者の皆さまへ

埋立て等の事業を行おうとする場合は、この条例の対象となります。また、特定事業に該当する場合は、あらかじめ市長の許可を受けるとともに、事業施工中は埋立て等の状況などについて定期的に届出や報告などが必要になります。

特定事業に必要な手続の主な内容は次のとおりです。

許可に関する手続

○土地所有者の同意

特定事業の区域内の土地所有者やその土地に係る権利（地上権、賃借権等）を有する者に対し事業計画を説明し、その同意を得なければなりません。

○近隣住民等への説明

特定事業区域の境界線からの水平距離が15メートル以内に住所・土地・建築物を有する者に対し、事業計画を説明しなければなりません。

ただし、特定事業がみよし市まちづくり土地利用条例定める特定開発事業に該当し、同条例に基づく開発計画の説明等を完了している場合は、近隣住民等への説明を行う必要はありません。

○許可申請

事業者の氏名、住所、特定事業区域の面積等を記載した申請書に、土地所有者の同意を得たことを証する書面、特定事業区域を示す図面、その他必要な書類や図面を添付して市長に提出しなければなりません。

○許可基準

許可申請の内容が次の許可の基準に適合している場合でなければ、許可を受けることができません。

(1) 特定事業の許可基準（一時たい積特定事業を除く。）は、次のとおりです。

- ① この条例に基づく措置命令を受け、必要な措置が完了していない事業者や、許可の取消しを受けてから3年が経過していない事業者などでないこと。
- ② 使用する土地の所有者や権利者の同意を得ていること。
- ③ 近隣住民等に対する事業内容の説明が行われていること。
- ④ 特定事業が2年以内で完了すること。
- ⑤ 現場責任者を置くこと。

⑥ 特定事業が完了した場合に、特定事業に使用された土砂等のたい積の構造が、特定事業区域以外の地域への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものであること。

⑦ 特定事業に使用される土砂等の発生場所が特定されていること。

⑧ 許可を受けた日から6月以内に特定事業に着手する計画になっていること。

⑨ 特定事業を施工している期間中、事業区域以外の地域への特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていること。

(2) 一時たい積特定事業の許可基準は、次のとおりです。

① この条例に基づく措置命令を受け、必要な措置が完了していない事業者や、許可の取消しを受けてから3年が経過していない事業者などでないこと。

② 使用する土地の所有者や権利者の同意を得ていること。

③ 近隣住民等に対する事業内容の説明が行われていること。

④ 現場責任者を置くこと。

⑤ 特定事業に使用する施設及び特定事業区域の構造が、その区域以外の地域への特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものであること。

⑥ 特定事業に使用される土砂等について、その土砂等の発生場所ごとに区分してたい積するために必要な措置が図れていること。

⑦ 許可を受けた日から6月以内に特定事業に着手する計画になっていること。

※特定事業が、砂防法などの他の法令に基づく許認可等が必要な行為であって、その法令により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られている場合は、(1)の⑥、⑨及び(2)の⑤については適用しません。

許可を受けた後の手続

○標識の掲示・境界の表示

事業場には特定事業に関することを表示した標識を掲示し、事業区域の境界を明示した杭等を設置しなければなりません。

○着手の届出

土砂等の埋立て等を開始した日から 10 日以内に着手届を提出しなければなりません。

○土砂等の搬入の届出

土砂等を搬入する前に土砂等の搬入届を提出しなければなりません。この搬入届は土砂等の発生場所ごとに、また、同じ発生場所の場合でも 5,000 立方メートルまでごとに作成しなければなりません。

なお、土砂等の搬入届には「土砂等の発生元等を証する書面」及び搬入する土砂等について地質検査を実施し、「安全基準に適合している土砂等であることを証する書面」を添付しなければなりません。（地質分析の結果証明書は、計量法第 122 条第 1 項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行したものに限る。）

※搬入する土砂等の地質検査の適用除外

- (1) 市内の公共事業により発生した土砂等で、市長が安全基準に適合していると承認したとき
- (2) 採石法、砂利採取法等に基づき許認可等を受けた土砂等の採取場から採取された土砂等で、土砂等の発生元等を証する書面が添付されたとき
- (3) 他の場所への搬出を目的とした土砂等のたい積を行う場所から採取された土砂等で、土砂等の発生元等を証する書面及び安全基準に適合している土砂等であることを証する書面が添付されたとき

○土砂等管理台帳の作成

土砂等の搬入年月日や搬入量等を記載した「土砂等管理台帳」を、土砂等の発生場所ごとに作成しなければなりません。

○定期報告（完了等したときも報告が必要です）

特定事業を開始した日から 6 月ごとに、埋立て等の状況について次の事項を報告しなければなりません。

- (1) 特定事業に使用した土砂等の量等（土砂等管理台帳の写しを添付）
- (2) 特定事業を実施している区域を 5,000 平方メートル以内の区域に等分し、その区域ごとの土壌の地質検査を実施し、その分析結果

完了等したときの手續

○事前の届出

事業の廃止、中止、完了、終了を行うときは、事前（完了、終了の場合は2月前）に、完了等に向けた施工工程等の届出を行わなければなりません。

○完了等の届出

特定事業を廃止、完了、終了したときは、完了等の届出を行うとともに、特定事業を実施した区域を5,000平方メートル以内の区域に等分し、その区域ごとの土壌の地質検査を実施し、その分析結果を報告しなければなりません。

※特定事業の施行期間中及び完了時に行う事業区域の土壌の地質検査の適用除外

- (1) 市内の公共事業により発生した土砂等で、市長が安全基準に適合していると承認した土砂等のみを用いて行う特定事業
- (2) 採石法、砂利採取法等に基づき許認可等を受けた土砂等の採取場から採取された土砂等で、土砂等の発生元等を証する書面が添付された土砂等のみを用いて行う特定事業
- (3) 既存の建築物の床部分の修繕又は模様替として行う特定事業
- (4) みよし市農業委員会が農地改良届出の受理を決定した特定事業
- (5) 販売を目的に地山から採取された土砂等を購入し、その土砂等のみを用いて行う特定事業（工事残土を除く。）
- (6) 一時たい積特定事業で、土砂等の搬入届ごとに土砂等を区分してたい積している特定事業
- (7) 一時たい積特定事業で、陶器、ガラス等の製品の製造又は加工のための原材料をたい積する特定事業

【お問い合わせ先】

このパンフレットは、条例の内容をわかりやすく説明するため、詳細な規定は省略しています。事業の計画や実施にあたって、ご不明な点などありましたら、下記までお問い合わせください。

みよし市役所 市民経済部 生活環境課

TEL：0561-32-8018 FAX：0561-76-5702

E-mail：kankyo@city.aichi-miyoshi.lg.jp

○特定事業の手続き

